

様式第3号(第10条関係)(表面)

雇 入 れ
離 職 に係る 外国人雇用状況通知書
平成19年10月1日時点で
現に雇い入れている者

フリガナ(カタカナ)	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名 (ローマ字又は漢字)			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日 年 月 日 離職年月日 年 月 日
(西暦) (西暦)

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

雇用対策法施行令第5条・整備政令附則第2条の規定により上記のとおり通知する。

平成 年 月 日

事業所の名称、所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称)	雇用保険適用事業所番号 □□□□ - □□□□□□ - □
	(所在地)	TEL
任命権者の官職名		(印)

公共職業安定所長 殿

様式（裏面）

注意

- 1 **雇入れに係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意**
 - (1) 表面標題中「離職」の文字及び「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字並びに表面下部の「整備政令附則第2条」の文字を抹消すること。
 - (2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字又は漢字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。（ミドルネームがない場合は姓名のみ記載）
 - (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。
 - (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可（出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可）を受けなければならない者（「留学」、「就学」の在留資格の者等）である場合に、当該許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - (6) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。
 - (7) 通知の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合にあっては、雇用保険被保険者資格取得届に、②、③、⑥、⑦欄に記載すべき事項を記載し、雇入れに係る外国人雇用状況の通知とすることができる。
- 2 **離職に係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意**
 - (1) 表面標題中「雇入れ」の文字及び「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字並びに表面下部の「整備政令附則第2条」の文字を抹消すること。
 - (2) ①～⑥欄について、1と同様とすること。
 - (3) ⑦欄は記載不要であること。
 - (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。
 - (5) 通知の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合にあっては、雇用保険被保険者資格喪失届に、②、③、⑥欄に記載すべき事項を記載し、離職に係る外国人雇用状況の通知とすることができる。
- 3 **雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意**
 - (1) 表面標題中「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字及び表面下部の「整備政令附則第2条」の文字を抹消すること。
 - (2) ①～⑦欄について、1と同様とすること。
 - (3) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
 - (4) その他1及び2に従うこと。
- 4 **平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者に係る外国人雇用状況通知書として使用する場合の注意**
 - (1) 表面標題中「雇入れ」の文字及び「離職」の文字並びに表面下部の「雇用対策法施行令第5条」の文字を抹消すること。
 - (2) ①～⑥欄について、1と同様とすること。
 - (3) ⑦欄は記載不要であること。
 - (4) 表面中部の雇入れ年月日及び離職年月日は記載不要であること。
 - (5) 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者が、離職した場合には、2に従い記載すること。
- 5 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。
- 6 この様式は、通知の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。
- 7 表面の記載に当たっては、①～⑥欄については外国人登録証明書又は旅券、⑦欄については資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。
- 8 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号を記載すること。
- 9 雇入れに係る通知にあっては翌月の10日までに、離職に係る通知にあってはその翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に通知すること。また、平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者に係る通知にあっては、平成20年10月1日までに、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に通知すること。
- 10 本通知は電子申請による手続も可能であること。

- 11 表面下部の「整備政令」とは、「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第245号）」を表す。